

宇都宮市マンション管理士相談支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市の交付する宇都宮市マンション管理士相談支援事業補助金(以下「補助金」という。)については、宇都宮市補助金等交付規則(昭和41年規則第22号。以下「規則」という。)に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

(目的)

第2条 この要綱は、市内に存するマンションの管理組合等(以下「管理組合等」という。)がマンション管理士に相談する費用の一部を補助し、管理組合の適切な運営を支援することにより、分譲マンションの良好な住環境の形成を図ることを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱における用語は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) マンション マンション管理の適正化の推進に関する法律(平成12年法律第149号。以下「マンション管理適正化法」という。)第2条第1項第1号に規定するものをいう。
- (2) 管理組合 マンション管理適正化法第2条1項第3号に規定するものをいう。
- (3) 管理組合等 管理組合及び管理組合が組織されていないマンションにおいて、マンションの管理を行うため、当該マンションの区分所有者が任意に構成する団体をいう。
- (4) マンション管理士 マンション管理適正化法第30条第2項に規定するマンション管理士登録簿に登録されたものをいう。
- (5) 年度 各年の4月1日から翌年の3月31日までをいう。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付を受けることのできる者は、管理組合等とする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、管理組合等がマンション管理士の支援を受けるための相談に要した1回あたりの費用に2分の1を乗じて得た額(当該額に100円未満の端数が生じた場合は、当該端数を切り捨てた額)とし、その額が5

千円を超える場合は、5千円を限度とする。

- 2 同一の管理組合等に対する補助金の交付は、同一年度中に3回を限度とする。

(交付の申請等)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、マンション管理士の支援を受けた日の属する年度内に、交付申請書兼請求書に次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) マンション管理士の支援に要した費用の領収書の写し
- (2) マンション管理士から管理組合に提出された業務内容が記載されている報告書等の写し
- (3) その他市長が必要と認める書類

- 2 市長は、申請者から交付申請書兼請求書等の提出を受けたときは、規則第12条の規定により実績報告があつたものとみなす。

(交付の決定等)

第7条 市長は、前条の規定による申請があつたときは、その内容を審査し、適當と認めるときは、当該年度の補助金の交付を決定し、交付決定通知書により当該申請者に通知するものとする。

- 2 市長は、前項の規定により補助金の交付を決定したときは、規則第13条の規定により補助金の額を確定したものとみなし、同条に規定する補助金の額の通知については、前項に規定する通知によりなされたものとみなす。

- 3 市長は、第1項の規定により補助金の交付を決定したときは、申請者から規則第15条第3項の規定により書類の提出があつたものとみなし、同条第1項の規定により、補助金の支払を行うものとする。

- 4 市長は、第1項に規定する審査の結果、適当でないと認めるときは、補助金不交付決定通知書により当該申請者に通知するものとする。

(交付決定の取消)

第8条 市長は、交付決定者が次のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付決定及び交付額の確定を取り消すことができるものとする。

- (1) この要綱に違反したとき。
- (2) 交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

(3) 偽りその他不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき。

2 市長は、前項の規定による取消を行った場合は、交付決定取消通知書により、申請者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第9条 市長は、前条の事実が発生したときは、補助金返還命令書により、当該補助金の全部または一部の返還を当該交付決定者へ命じることができる。

2 当該交付決定者は、前項の規定により補助金の返還を命じられたときは、前項の命令書に記載のある期限内に当該補助金を市長に返還しなければならない。

(様式)

第10条 この要綱に規定する申請書等の様式は、別に定める。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

制定文

この要綱は、令和5年4月1日から適用する。

改正文

この要綱は、令和5年9月1日から適用する。

改正文

この要綱は、令和7年1月1日から適用する。